

第三章 清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所見

——淡新檔案を史料として——

まえがき

淡新檔案とは、台湾の現在の新竹市に所在した清代地方官庁に残された公文書を一括して指称する名であり、多年この史料の整理と研究に当られた戴炎輝博士によって命名されたものである。この史料の由来と現在における利用可能情況ならびにそのうち分量にしてほぼ半分を占める訴訟案件の文書の形式についての初歩的觀察の所見を、筆者は（本書に第二章として収録された）別の論考において紹介する機会を持った。⁽¹⁾ 本稿はこの別稿に連接するものであり、清代州県衙門における訴訟をめぐる、従来、書籍史料の渉獵分析を通じては気付かずまた知り得なかったような側面を、檔案史料を通じて何程か明らかにしようとするものである。別稿、本稿ともに一九八六年十月金沢大学において開かれた法制史学会研究大会において行った報告を、肉づけして論文の形にまとめたものである。檔案を扱うのは手始めであり不備が多いことを恐れる。別稿同様、読者の寛容と指正を願うものである。

一 紛争と暴力

檔案に含まれる訴訟案件を通覧して受ける一つの一般的印象として、民事的紛争がわれわれの感覚からすればかなり粗暴・露骨な仕方で開催され、えてして暴力の行使を伴うということ、少なくとも訴状の文面にそのように画かれることがある。

たとえば債権の取立てならば、一群のならず者が家に押しかけ、「毎日蜂のようにひしめき来って騒ぎ立てる」(日日蜂擁滋擾)⁽²⁾、また逆にうるさい要求をもって掛け合いに来た者を、「みんなで口ぎたなく罵りスリッパなど汚いものを振りまわして追払う」(汗言辱罵、各持鞋隻汗物、驅氏出走)⁽³⁾、といった類である。概して中国の人たちはわれわれ日本人に比べて日常大きな声を用い、つつましくかにはなく、相手および場合によっては傍觀者にも自己の意向を疑問の余地なく印象づけようとする精一杯の言語と動作のやりとりによって生活を営んでいるという印象は、今でも恐らく多くの人が経験するところであるが、過去における民事的紛争なるものも、かなり活劇的な仕方で開催するものであったということを、まず一般的なイメージとして持つておくべきであろう。

この延長線上にいろいろの暴力行為が現われて来る。土地争いにおいて、当該地段は自己の地界内であると主張する者が、相手方ないしその佃人の現に進めつつある農事を妨害するため、徒党を組んで破壊行為に及び、生育しつつある作物を蹂躪撤去する挙に出るなどのことはしばしば起るところである。⁽⁴⁾さらには相手方の作物を撤去したあとに、自力で耕作播種を強行し、阻止しようとする相手側を手に手に得物を持って威嚇し撃退するという⁽⁵⁾にもなるし、収穫期近くなった作物の略奪的刈取りの挙に出ることもある。⁽⁶⁾佃人が故あって起耕すなわち契約解除、

立退きを通告されたとき、すんなりとは従わず、第三者多数を語らつて乱暴を働くことも多い。⁽⁷⁾ 水利の争いにおいては実力による水路の埋め立て、阻止する者と揉み合つての傷害沙汰などが起る。⁽⁸⁾

佃戸からの小作料の上りの帰属について争いがあるとき、「霸収」「強収」が起りやすい。一群の猛者を雇つて先制的に取立てを強行する。佃戸からの注進によつて相手方はそれを知りその不法を鳴らして官憲に訴えるということになる。富家内部の財産争いにおいてもよくこれが起る。⁽⁹⁾

要求、とくに金銭的要求を実現せんがために物品を略奪・留置する行為、いわゆる私的差し押えもしばしば見られる。親たちの世代における相続分の清算がまだ済んでいないとして、十数人の猛者を語らつて農耕作業中の現場に現われて、赤牛一匹および鋤や犁など農具を略奪して去つたとか、⁽¹⁰⁾ 甲が姪^{おぢ}（他の箇所では男^{むすこ}という）と人夫をつれて山奥の炭焼人から木炭廿六担を仕入れて街まで回帰したところ、炭焼人に対して債権をもつ乙が十数名の猛者を集めて道を遮ぎり、その木炭は彼が先に買ったものだとして奪い取つた、⁽¹¹⁾ などの案件が見えている。さらには物品のみならず人身を略取監禁して要求を通さん⁽¹²⁾ ための人質とする例も少なからず現われる。

以上のような実力行使の揉み合いの中から当然しばしば怪我人も出る。それを県衙門に運びこんで検証を求めるとき、驗傷名単が作成されることは別稿に述べたところである。⁽¹³⁾

実力行使の極点に、双方が多人数を集め武器をとつて対峙・闘争するいわゆる械闘が現われる。蕃社から広大な土地が漢人の手に渡つて開発されて行く過程において、権原が不明確でかつ重畳したところから争いが起り、牛埔（放牧地）および公墳として利用して来た一方が、そこへ多くの佃戸を入れて地瓜（甘藷）・茶叢の栽培を始めた他方に対して大がかりな破壊・略奪行為に出て、双方で「列械数百余人」という陰悪な情勢となり、ついに発砲して死者まで出たという一件などがその典型的な例である。⁽¹⁴⁾

もつとも、訴状から受ける印象はかなり割引きして考えなければならぬものでもある。およそ訴状というものは針小棒大に誇張して記すものであったということは一つの常識であるし、檔案を見ていてもそれを感じる。そして官憲の注意を引きつけたためいわれる「聳聴」のためにする仮空の申し立てと思われるものが少なくないということもまた事実である。しかしそれらを割引いて考えてもなお、かなり暴力が横行していたということは否定することができない。

ちなみに、淡新檔案が戴炎輝氏の手によって行政（五七四件）・民事（二二四件）・刑事（三六五件）に分類されているなかにおいて、如上の暴力行為は民事・刑事を通じて遍在的に現われると言つてよい。逆に言えば刑事とされている案件のなかには実は民事に入れても一向差し支えないものが少なくない。民事とされている案件のなかにも大なり小なり暴力行為が現われる。それと基本的に同類型の案件でありながらその暴力面に着目して刑事に入れられてしまっている案件が、「刑事」の殆んど半ばに近いかと思われる程類見するのである。刑事・民事という大分けに限らずさらにその細分についても、およそ案件を事項別に分類するという仕事は、或る程度までは可能かつ有意義であつても、端々まで異論の余地なく仕上げるということは至難の業である。戴氏がこの形に分類され案件番号を打たれたことの大局的に見た場合の優れた合理性と、そもそもこれによつて始めて檔案の利用が可能になったという有用性に対して、讃辞を惜しむ気持ちはさらさらないのであるけれども、目録だけを見て檔案内容を見る機会のない人々を誤らしめないうためにここで一言如上の所見を述べておくこととする。

このような事態を眺めて、誰しもまず自力救済という言葉を感じ起すであろう。西洋の歴史において古代・中世には自力救済が大幅に容認されていたが、これを原則として禁止し正義の実現のための暴力の行使を国家の手に独占したところに近代法の基本的な特性が求められるということは、われわれの一つの常識ともなっている。これを

引照基準として、清代後半台湾の情況はどのような近代法以前の段階にあったと位置づけることによって、一応説明がつくように思われるかも知れない。しかし少し立入って考えるとそれだけでは不足である。安易な説明はかえって誤解を招くことにもなる。十分に詰めた考察は後日に期さなくてはならないが、差し当り二つの点に留意しておきたい。

第一に、西洋の伝統において自力救済とは、法、権利、正義という厳しい理念の私力による実現行為であった。国家的司法の完備されない時代においては、それが単に容認されていたというのでなくして、実に法秩序維持の重要な一翼を荷っていた。自己の権利の自力による実現は、当然に相手の権利の尊重を前提とし、客観的な正義の実現のために自己の有する力を、危険をも省みず勇敢に行使するという、或る意味で崇高な行為として位置づけられる。淡新檔案の世界にはそれが無い。もともと、西洋についての理解も不当に理念化することは危険であり、現実には必ずしもきれいな事だけではなかったかも知れない。しかし淡新檔案の世界からはそのような理念そのものが感得されないということは、やはり大きな相違として指摘されなければならない。そこに見られる實力の行使は、利益の或る限界までが客観的に自己の権利に属するという確信のもとに、もしそれを抛棄するならば法秩序の破壊に消極的に手を借すことに外ならないという義務感に支えられて立上るといった底の行動ではない。むしろ俗に言うごね得を狙う要素も多分に認められるということが偽わらざる印象である。もちろん紛争は双方の、自己に正当性ありと考える利益の衝突、その限界についての理解の齟齬、不明確さから生ずるものであり、無原則な貪欲の衝突であるわけではないが、終局的にどのあたりに両者の利益の均衡点が求められるかは、情況次第、双方の出方次第で多分に流動的であるという一般的环境の中で繰りひろげられる争いなのである。そこにしばしば現われる暴力的な事象も、厳正なる正義の自力執行という意識よりは交渉・談判における力づくでの地歩固め、そしてまた頑強な粘

りの一様相であり、場合によつては計略の性質をも帯びる。⁽¹⁵⁾

第二に、自力救済は許されないという言い方が一種のタウトロギーなのでないかということを考えて見たい。どのような社会にあつても、人間の権利は最も基底的・日常的には各権利保持者自身の努力によつて確保・実現されているものだとすることが出来る。駅の待合室で一時手から離れた荷物を他人が持去ろうとするならば、追いかけて取戻す。その際ただ口頭でそれが自分の荷物であると唱えるだけでなく、手を掛けて引き止め目的物を奪い返す、更には周囲の人に協力を求めるというような行動を必要とする場合もあろう。それなくしては、如何に国家的司法が完備していても所有の秩序は保たれない。自力救済を原則として違法とすることが近代法の基本をなすと説かれるとき、その裏には、人間社会に遍在する権利の確保・実現のための自己努力行為のうち近代法の立場から見て原則として違法と断すべき態様の行為を称して自力救済と呼ぶという側面がありはすまいか。あるがままの実態としては、権利実現の自己努力行為には無限のニュアンスがある。平和的な談判から大なり小なりの実力行使、はては武器をとつての群闘に至るまで、それらは漸次にエスカレートして行く紛争の段階的な諸様相に外ならない。国家的司法を整備することによつて、無限のニュアンスのなかに、私人に許される行為（それをことさらに「自力救済」とは言わない）と原則として許されない行為の限界をかなりの程度に明確化することに成功したのが近代法であると言えるのではあるまいか。そのような情況にない淡新檔案の世界を論ずるには、「自力救済」という言葉は避けて、権利実現の自己努力行為が時としてかなり暴力的にもなり得た、というふうに捉えておくのが実情に適合するのではないかと考える。

要するに、民事的紛争にしばしば暴力行為が伴つたということは、自力救済が容認されていたということではないのである。暴力行為は明らかに負の評価を受くべきものであつた。そのことはそれが常に相手方の暴力行為を書

き立てるといふ形で訴状に現われることによつても知られる。さらばとて自力救済を禁圧して獨占的に國家の手で正義を貫徹せしめ得るほど當時の國家的司法が整備されていたわけでもない。⁽¹⁶⁾確かに大清律例の文言を文字通りに解するならば、暴力行為の大多数が何らかの刑罰規定に触れるのであるが、檔案を通覧して、民事的紛争に伴つて生じた暴力行為に対して官憲が刑法を發動している例は殆んどないと言つてよい。せいぜい刑法の發動を口にして脅したり、適宜の体罰などの軽い懲罰手段を用いたりすることがあるだけある。官憲が介入することによつてまずは暴力行為をやめさせ、当事者をして、然るべき人物による調停の場なり官憲の法廷なり、弁論を通じて解決をはかる席に着かせるように促すことが、官憲の取る手法であつた。紛争の主題そのものを解決すれば、紛争の過程で起つた諸事象をどう処理するかは附隨的に調整すれば済むことであつた。

いまひとつ一般的印象として言うべきこととして、案件をめぐる客觀的事実が何であつたかが、檔案を通じてはおしなべて的確には把握し難いという問題がある。既に述べたように訴状には常に誇張があり、「聳聴」のための作り事も少なくない。甲の訴状を読んで相手方乙は何と惡辣な奴かなと思ひながら、乙の訴状を読むとまた打つて變つて甲の非道さが浮んで来るのに一驚を吃する思いがするかもしれない。しかしどちらにも如何にもまことしやかに話ができてゐるのに感心させられる。これを処理する官憲としても、両者が共通して認める事実が何であり、争う事実が何であるかをきちんと仕分けした上で、争う事実について証拠によつて何れかに決するといふうに、着実に事實認定を固めて行く作業を殆んど行つていない。度重ねておびただしく出されて来る訴状と差役の復命書を通じて、さらには法廷においての訊問を通じて、実体が何であるかのおよその見当は合点するのであろうけれども、それを客觀化して明言することを概してしていない。脳裏に形成されたおおよその見当に基づいて、何らか實際的解決策を断案として提示して、当事者が納得して紛争がおさまりさえすればそれでよしとするのが、官憲

のおしなべて取るところの態度であつた。⁽¹⁷⁾

ここに檔案を法制史の史料として利用しようとする者にとつてのもどかしさがある。或る事実を前にして官憲の脳裏に如何なる法判断が働いたかを抽出しようという目で檔案に臨むことは概して失望に終るだけである。その点では書籍となつた判語の方がいくらか手ごたえがあると言えるかも知れない。⁽¹⁸⁾ともかくもこのような裁判を如何に繰返しても、そこから民事判例法が生れて来る可能性がなかつたことは確かである。

二 令状とこれを手にする差役の機能

相手の非道と自己の冤抑の情況を申し立てて官憲の助力を乞うのが当時の訴訟というものであつた。官憲と当事者の触れ合いは訴状とそれに対する「批」という形で始まる。そして官憲が動き出す必要を認めて「准」の批を与える、つづいて為すべきことは「票」すなわち令状を発給して差役を遣わすことであつた。民間の紛争の場に、まずは令状を手にした差役の出現という形で官憲の介入が始まる。

令状というものについて、筆者は従来これを召喚令状とばかり考えていたように思う。確かに官箴・公牘など書籍となつた史料を見る限りではそのように印象づけられる。人を法廷に召喚することは呼び出される当人にとって非常に苦難のことであり、逆に召喚に向う差役にとつては得がたい利得の機会となる。差役は一たび令状を手にとると勇み立つて、必要もない多数の部下をつれて出かけて行く。来られた方では陋規として駄賃を払わなければならない。それは差役にとつて或る程度までは正当な報酬であるとしても、実際にはしばしば不当な金品の提供や酒食のもてなしを強要し、欲を満たさなければ悪どい難題をふきかける。したがつて令状の発給は極めて慎重でな

ければならず、召喚の対象とする人名は極力精選して必要不可欠の範囲に止めるべきであり、かつ用済みになった令状は間違ひなく回収しなければならない。諺に「堂上一点硃、民間千点血」(役人一つ朱を打てば、人民千滴血を流す)という。令状の呼び出し人の名の頭に朱で点を打つ、その一点ごとに人は血を流すのだ、というふうに書物には説かれるのが常である⁽¹⁹⁾。

しかし檔案を見ると、「票」には召喚令状だけでなくさまざまな内容のものがあり、これを執行する差役もただ人を連行して来ることだけが能であつたのでなくして、民間の紛争の場に官憲が権威ある公平な第三者として介入し影響を及ぼし始めるその先端的エイジェントとして、いろいろ積極的な役割を果たしたのだということが解り、ただ悪弊の面だけ強調してはいけないうのでないかという反省を迫られる思いがする。⁽²⁰⁾それは戴炎輝氏の著作のなかで衙役の職務を説くくだりに実はすでによく述べられていることでもあるが、⁽²¹⁾檔案に接して実感が強まる。本稿では令状において何事が命ぜられているかを類型的に分類するという仕方、問題に光を当てて見たい。

「票」の書式は別稿に述べた通りであり、そのうち冒頭の「為○○事」なる書き起しに極めて集約した言葉で、そして末尾「為此」以下の正文において具体的に、命令内容が記される。⁽²²⁾その言葉にはかなりの程度に定型的表现が見られるので、さような用語にも注意しながら分類を試みる。なお以下に分析して述べるけれども、実際には一つの令状でいくつかの用件が併せ命ぜられているものが少なくないことを断っておく。

(1) 調査令状。「查明」「査覆」「覆」はしらべた上で報告の意味を命ずるもの。訴状記載のような事実が真実にあるのか、或は何か企むところあつての虚妄の申し立てであるのか、確かな実情を調べて報告せよ、といった内容のものである。これを持った差役は両当事者の言い分を聴くのみならず近隣の人々からも事情を聴取することに努めたことが、復命書(これが必ず出されるとは限らないこと別稿に述べた通りであるが)を見ること

によつて知られる。土地紛争においては「査勘」「査勘絵図」すなわち両造立会いのもとに実地検分、さらには地形の見取り図を作成して来ることを命じたり、合股営業の帳簿を調べて勘定明細書を作成して報告せよと命じたりするものも現われる。⁽²⁴⁾

(2) 契拠取寄せ令状。「吊契」という。申し立てを基礎づける証拠文書を提出せしめ取つて来ることを命ずる。

これに對して多くの場合当事者は、いづれ法廷に呼ばれたときに持参しますと言つて差役には渡さない。しかし稀れには差役が契拠を持ち帰つた例が確かにある。⁽²⁵⁾

(3) 履行督促令状。「理論」(理をさとして……せしめる)、「押令」(威圧を加えて……せしめる)、その他いろいろ

な具體的な言葉で表現されるが、要するに、一方当事者が義務を怠つてゐる事実——たとえば小作料滞納——が調査の結果明らかであるならば、督促してその義務を履行せしめよという内容の令状である。⁽²⁶⁾さらには、法廷での裁定によつて一方当事者が或る給付を命ぜられ、遵依結状を入れながら履行しないという場合にも、履行督促令状が発せられる。この場合には事柄自体は明瞭であるため「票」でなく「單」が用いられることも多い。そして文言が一般的に厳しくなり、後述するところの「もし抵抗するならば法廷に連行せよ」という文言がつくことが多い。⁽²⁷⁾

(4) 調停令状。「理息」「妥為理処息事」すなわち、事実を調査した上で、必ずしも一方的な義務の履行ではなく、相互的に折合つて和解するように勧告し調停せよという内容のものである。復命書を見る限りこれは多くの場合成功せず、「両造とも自己の主張に固執するので、法廷に召喚するのでなければ解決しません」というのが、復命書の或る程度決り文句となつてゐる感があるが、少数ではあるが確かに衙役の調停によつて和解が成立している例がある。⁽²⁸⁾

(5) 実力行使制止令状。「諭止」という言葉を用いる。紛争からしばしば暴力行為が発生することは既述の通りであり、ともかくもそれを制止して来ることを命ずるのがこれである。⁽²⁹⁾「押放」すなわち私的に監禁せる人質を解放せしめよ、「押還」すなわち私的に差し押えるなど実力で取った物品を返還せしめよ、など原状回復を命ずる令状も同じ系列に位置づけて理解してよいであろう。⁽³⁰⁾

(6) 差し押え令状。「封貯」「封収」「查封」「標封」など「封」の字が用いられる。主として繫争物を一時的に官憲の手で差し押えて保全するために用いられる。よく見るのは二人の地主の土地争いにおいて、繫争地の佃戸の小作料をどちらにも納めることを差止め、佃戸の手許に「封貯」するという措置である。⁽³¹⁾ただしまた稀れには裁定の履行強制のための差し押えも見られる。⁽³²⁾差し押えのとき差役は令状のほかに「封條」(封印用紙)何枚かを給せられて出かける。用い残した封條は帰来後令状と併せて返納する。

以上のうち、履行督促、調停、実力行使制止等の令状にはしばしば、言うことを聴かない者があればどうせよという文言がつく。大別して「如敢抗違、許即指稟赴県、以憑拘究」というように、従わない者の名前を報告せよと言うものと、⁽³³⁾「如敢抗違、准即稟帶赴県、以憑追辦」というように、従わない者を県につれて来いと言うものがある。⁽³⁴⁾この後者のような文言がつくか否かは後述するように大へん重要な区別となる。それを別として言えば以上六種に分けて述べた令状の相互の区分はそれ程重要なものではない。差役が令状で命ぜられた用務以外のことをしても咎められるわけではない。たとえば単に「查明」を命ぜった差役がついでに一步すすんで調停の努力をしたとしても一向差し支えない(もつとも差し押えは「封條」を給せられなければならないが)。その意味で以上の六種は次に述べる召喚・逮捕の両令状と区別して、諸用務令状として一括して理解しておくことも可能である。

(7) 召喚令状。名詞として「伝訊」、命令語として「稟帶赴県」という言葉を用いる。「帶」はつれて来る意味、

なぜ「稟」というのかはよく解らないが、これが召喚令状のほぼ決った文言である。時折「拘訊」「拘帶赴県」と言うこともあるが、語気を強めているだけで特段の別義があるわけではないと考えられる。他の用務と併せて召喚を命ずる形をとることもある。また前述の諸用務令状に「もし抵抗する者があれば連行せよ」という文言がつく場合も、これを條件付召喚令状（そこに「鎖帶」「綱解」「拏解」等の文字が用いられれば條件付逮捕令状）と言つてよいであろう。

差役は令状中に指名された該当者に令状を示して同行を求める。開廷期日を通達して本人の責任において出廷せしめるという性質のものではない（そもそも開廷期日がこの段階において決っているわけではない）。同行の求め方は、「鎖帶」等の文字がない限り身柄に物理的拘束を加えることだけはできないが、それ以外においては相當に強圧的であり得る。現代われわれの警察が求める「任意」同行の如きものと思えばほぼ當るのでないかと考えられる。差役が任務を果たすと、誰それ計何名を帶同して来た旨の復命書が出るが、本人が抵抗したり逃げ匿れたり面会を拒んだりして帶同できなかった旨の復命書も頻りに現われる。逆に差役に殴られて傷を負つたという訴が出たりもする。⁽³⁵⁾さらに多いのは復命書が出ないで当事者からまた新たな訴訟が出てくるケースであり、概して召喚というものはただ一回の令状では容易には実現しないものであつた。

召喚令状と他の諸用務令状との区別は十分厳密に意識されていた。それは滞納小作料の履行督促令状を受けた差役が、玩佃一名を連行して来た旨を復命したところ、その復命書に対する批において「追租無拘帶字様。何得專權妄為。著即釈回。如延究辦」とて、抵抗する者は連行せよとの附帶文言がないのに勝手に連行した越權行為を叱つて即刻釈放を命じている例があることによつても知られる。⁽³⁶⁾そしてやはり長官は召喚令状を發することに慎重であつたことが檔案の上にも伺われる。⁽³⁷⁾

(8) 逮捕令状。名詞として「査緝」、命令語として「鎖帶赴県」等の文言が用いられる。⁽³⁸⁾ 身柄を拘束しての強制連行を命ずる点において、召喚令状との間に厳密な区別が意識されていたものと認められる。

以上についてなお附言すべきこととして、殆んどすべての「票」に見られる決り文句として、該地に至り「総保と協同」して云云せよという言葉が入る。「総保」とは総理・地保（保長）の意味であり、戴炎輝氏によれば、地保は鄉村に駐在する差役のごときもの、官治組織の最末端であり、総理は地方自治団体の首席であつて、名望は総理の方が遙かに高いが、総理の地保化、地保の総理化ともいふべき現象もあつて両者の職分は相似たものとなつていたという側面もあるといふ。⁽³⁹⁾ 県衙から出かけた差役はまず総理・地保のところに立寄り、彼等の案内によつて当事者の家宅に赴くという仕方で用務を遂行したのであると思われる。総理・地保のほか、とくに調停令状などにおいては、房族・庄耆など然るべき人物と協力して事に當るべき旨が記されることが少なくない。また強く抵抗して差役を寄せつけないような相手に對しては、壮勇（民兵）を動員して協力せしめたり、武営に移牒して營兵の出動協力を求めたりする。⁽⁴⁰⁾

いまひとつの附言として、一つの案件において令状は何度も何度も出るのを常とする。一つ令状が出たあと当事者からまた何事か申し立てる訴状が出され——その間に差役の復命書は出たり出なかつたりであるが——それを踏えて次の令状（その内容はしばしば前の令状と大同小異）が出されるという形で檔案は綴られて行く。一つの票稿のあと他の文書を挟まずすぐに次の票稿が綴られている例は通常は見られない。ただ二つの場合にそれが現われる。第一は長官が交替したとき、新任者の名で令状が出しなおされる。文中に「茲本県蒞任」なる文句が現われるのでそれと分る。第二は年が改まると令状を出しなおす。文中に「茲已開篆」（開篆とは公印の使用開始、新年御用始めの意味）という文句があるのでそれと分る。この二種類は胥吏が自動的に原稿を作つて差出すものであつたと思わ

れる。長官は時折これに裁可すなわち「行」の字のサインを与えずに放置し、それで一件が立消えになっていることもある。

附言はさておき、令状の考察を通じて言うことのできる、筆者にとつては新発見である大切なことは、聴訟手續イコール法廷手續と考えてはならないということである。聴訟とは、官憲が訴を受けて民間の紛争のなかに權威ある公平な第三者として介入し、拘留・処罰などの権能という力をも背景として、事実を究明し、正当な利益を擁護し、双方に正当な言い分があれば折合う妥協点を模索し、もって紛争を鎮静せしめる作用であると言つてよいのであるが、官憲はこの作用を、法廷を開く前段階において、令状を手にした差役の働きを通じてすでに及ぼし始めているのである。そして差役だけでは片づかずやがて法廷を開くことになつても、そこで長官が自ら及ぼす官憲の作用は直接的になるだけであつて、本質的に変化するわけではない。前段階と法廷とはその意味で連続した一つのものとして理解しなければならない。しかも前段階だけで終つてしまう案件が頗る多かつた。次節にそれを論ずることとする。

三 案件はどのようにして終るか

檔案中の訴訟案件のなかで法廷の開かれていないケース、つまり一件記録のうちに「名单」が出て来ないケースが随分多いとの印象を受ける。それは戴氏もすでに、「実際に長官が裁判によつて判決を下すまでに至ることは、率からいえばむしろ少いように思われる」と指摘しておられるところである。⁽⁴⁾

よつて戴氏の分類による民事の部に限つてではあるが数をかぞえて見た。総数は戴氏の目録では二二四件である

が、欠番および卷宗からはぐれた零葉に番号が与えられているものを消去して実質総数を一応二〇六件とする⁽⁴²⁾。その中で少なくとも一回、原被両造が出廷して法廷が開かれている案件（驗傷のように一方だけが出廷している法廷は除く）は八〇件あり、約三九パーセントまるめて四〇パーセントである。これらが一度法廷が開かれた後になおどのような曲折を経て終っているかは別に機会があれば追跡して見ることにして、ここでは残りの六〇パーセントが何であるかを考えて見たい。

その中には正式に和解、原語で「和息」が成立しているケースがある。これは両者の争いが訴訟にまでなっているのを見兼ねて第三者（多くは複数）が現われて居中調停するものであり、このとき中に立つ人物を汎称して「公親」という。この公親から県に和息の呈または稟を出し、同時に両当事者から知県あてに和息甘結（遵依結状と題することもある）を書いてこれに添えて差出す。和解が成立する時点はさまざまであり、訴訟が出て「准」の批が与えられたり驗傷が行われたりしたが現実にはまだ令状が出ないうちに、すぐさま和解が成立している例もあれば、⁽⁴³⁾双方が召喚に応じて出頭し、法廷の準備として名單まで作成されながら、その段階で和解が成立して法廷は開かれず、名單は朱が加わらないまま残っているという例もある⁽⁴⁴⁾。これらが計二二件で、これと前述法廷の開かれた件とを加えると丁度全体の五〇パーセントとなる。

残り五〇パーセントは記録上では何らの結論なしに立消えの形で終わっているわけであって、これが一体何であったのかを考察を要する問題である。

これを解く鍵は「註銷」という概念に求められる。「註銷」の語義は、「事件簿から消す意味」と説かれる戴炎輝⁽⁴⁵⁾氏の定義によって尽されていると言つてよい。戴氏も指摘しておられるように、原告被告双方とも、召喚を受けても出頭せず、かつ新たな訴状も出して来ないという状態が、三月以上続くならばその案件は註銷とするという制度

があった。これが何時どのようにして定められたことなのか、その法源は分らない。大清律例などには出て来ない。しかし少なくとも淡水庁・新竹県に赴任して来る代々の長官がこれを意識し活用していたことは確かである。それは、前述した新任と開蒙に際して胥吏が作成する票稿に裁可を与えない場合にその理由として、「原被三月不到。照例応在註銷之列。稿不行」、「八月之久、未拋呈催。應照例註銷」などの文句が覚え書として記されている例、また訴状に対する「不准」の批に、「迄今八月之久。早經將案註銷」、「此案久未呈催。業經照例註銷。以清塵牘」などの語が記されている例、⁽⁴⁷⁾などが現われることによって知られる。

もちろん以上のように註銷という言葉が明示的に出て来る案件はごく少数である。しかし三月間何らの新たな進展がなければ案件は註銷となるという制度を前提として考えれば、何らの結論なしに立消えとなっている案件は、三月はおろか数年、数十年その形で檔案に残っているのであるから、論理的にはすべて註銷になって終っているのだということになる。

なおまた註銷という言葉は別の文脈においても使われる。たとえば調査令状を持って出向いた差役がその復命書において、両造は長官の断を求めている旨を述べて法廷への召喚を勧めたのに対して、その批において「該役並不查明実情、率請伝訊。殊属不合」と叱りながら「蔡安所控情節非真。姑准銷票完案」と打ち切りを宣言し、同時に原告蔡安の訴状に「前掘蔡伝二（被告）以……等情具訴。並掘原差票覆。核与爾所控情形、大相逕庭。顯係挾嫌捏控。本应提究。從寬註銷完案。無庸再瀆」と批示し、もう一度だけ出て来た続呈も不准として、それで終わっているという事例がある。⁽⁴⁸⁾これは被告の訴状と差役の復命書を通じて原告の申し立てがつまらぬ誣告である見通しがついたので、原告のためを思つて一件を打切るといふ長官の意志によつて註銷となったものである。

考えて見れば、法廷を開いて堂論を与え遵依結状を取り揃えるのも、これをもつて一件を「事済み」（銷）とす

る官憲の意志に外ならない理窟である。遵依結状を入れる当為者の意志もまた同じである。したがって事実、遵依結状のなかに「船貨銀元、堂繳清楚。春甘愿領回銷案。嗣後不敢翻異」というように「銷」の文字が用いられるのを見る⁽⁴⁹⁾ことがある。さらには和息呈のなかに「恩准一筆陽春、將蘇阿魁与蘇榮互控案卷註銷」というように註銷の語が用いられる⁽⁵⁰⁾ことがある。和息とは当事者の意志によって註銷を願ひ出ること以外ならない。

ところで、堂諭を与え遵依結状を取り揃えてもなかなかこれで一ぺんに片づくものでなかったことは、既に何度か説かれたところであり今や周知のことであると言つてよい。事実、檔案を通覧して遵依結状できつちり終つてゐる案件もあるがあるがむしろ少ないという印象を受ける。なお何かごたごたが続いてどこかで立消えになるケースが多い。その限りでは法廷が開かれずに終つてゐる案件の終り方と本質的には共通してゐると言つてよい。

和息呈と和息甘結が出されて官によつて批准されると、流石にそれで終つてゐる例が圧倒的に多い。堂諭と遵依結状ではそれだけで終らない場合が多いのと比べて、和息呈が出ると大体はそれで終るということは、非常に興味ある事実ではある。しかし極く稀れには和息が批准された後になお一紙訴状が出てゐる例も見えるのであつて、理論的には和息も絶対ではなかつたとしなければならぬ⁽⁵¹⁾。

そしてまた、三月間新たな進展がなければ註銷とするという制度も同様、絶対のものではなかつた。一年余も音沙汰なかつた後に思い出したようにまた訴状を出して来た者に対して、長官は「案已照例註銷」として却けたが、当事者は懲りずに何度も繰返して訴状を出す。その度に註銷だと繰返して却けるが、四度目にはついに折れて取上げざるを得なくなつてゐるというケースがある⁽⁵²⁾し、また実質的には同じ紛争の継続であつても、形の上で新案として別途に訴状を出せば取上げられるという抜け道もあつたのである⁽⁵³⁾。

要するに訴訟は、如何なる進行段階にあつても、両当事者ともそしてその他の何者もはや何らの新たな申し立

てをせず、沈黙してしまふならば、すなわちそこで立消えとなつて終るものであつた。他面それは当事者が何らかの申し立てを繰返す限り終らないものでもあつた。『汝はすでに遵依結状を入れたではないか』三月以上も無駄に過ぎた上で新たな申し立てをしても取上げられないのが定めである」ということが申し立てを却ける強力な理由とはなり得た。しかし当事者がそれに屈せず執拗に申し立てを繰返すならば、ついには官憲の方で折れて取上げざるを得なかつた。当事者が沈黙することによつてのみ訴訟は終る。これが清代の「聴訟」というものの基本的な構造であつたと言わなければならない。

さて立返つて、法廷が開かれるまでに到らずに立消えて終っている案件について、これを処理する官憲の側の論理は解つたとして、当事者にとつてそれはどういう意味のものであつたのであろうか。それは想像するより外ないことであるが、おおかたは原告が訴の目的を果たしたり、ないしは何がしかの利益を得て、また自己の主張の弱点も認めて和解が成立したり、少なくとも和解の心境になつたりして終っているのでないかと考えられる。たとえば貸した金の取立てを訴え、長官から証拠を提出せよとの批を受け、二度目の訴状に借金証文を添えて出し、それで終っている一件がある⁽⁵⁴⁾。これなど訴状が出されたことを知つた債務者が慌てて支払つた——満額かどうかは分らないがともかく債権者はそれで満足した——のであろう。借金証文は支払を受けてさえしまえば後は用のないものであるから、そのまま放置した。それで証文が檔案に残つたのだと考えられる。小作料滞納案件などは一回ないし数回履行督促令状が出てそれで終っているものが多いが、これらは恐らく令状を持って現われた差役の圧力によつて滞納分が納入されたのであろう。一番多いのは初回ないし何度目の召喚令状が出てそれで尻切れになっているケースであるが、これなど法廷に出るといふ重大な苦難がいよいよ現実のものとなつてきたという局面を前にして、当事者も慎重になり第三者も和解の勧めに動き出し、差役には金を包んでひとまず退散願ひ、話合っているうちに鎮

静してしまった。本来ならば和息呈を出すべきところそれも面倒でそのままになってしまったというものでないかと想像される。

むすび

清代州県衙門における訴訟手続のうち、本稿では主として法廷が開かれるに到るまでの前段階の方に目を注いだのであるが、それを通じて、令状を持った差役の働く前段階と長官が着座する法廷とは、民間紛争に介入する官憲の作用という見地から一連一体のものとして把握すべきものであることが明らかになった。清代の「聴訟」なるものを論ずるにはこの全体を視野のうちにおかなければならない。

そしてこの官憲による「聴訟」と民間における自主的な紛争調停機能とを、水と油のように異質なものとして対置して考えてはならないということが、また明らかになったように思う。両者を対置した上で、官憲への出訴、裁判という道は能率も悪く人民はこれを畏れ避けるのを常とし、ただ人民の手には負えない重罪案件だけがこの道に委ねられたのだというふうに、これを冷淡に評価し、逆に民間調停の果たした役割りの大きさを強調して、ともすればこれを理想化して説くという、かつて学界に見られた風潮が正しくないことは、中村茂夫氏が鋭く指摘される通りである。⁽⁵⁵⁾しかしこの風潮に対する批判として、訴訟・裁判と民間調停との対置はそのままにして、官憲の扱う民事的案件の数が決して少なくなかったこと、民間調停で解決されてしまつてよさそうなく瑣細な事柄が法廷で争われている例も珍しくないことなどを、指摘するだけでは足りないのではないのか。

紛争はしばしば暴力、実力の行使を伴うものであったことはすでに見た通りである。民間の自主的紛争解決機能

なるものも、暴力行為をただちに有効に抑えて話し合いの場に移させるほど十分に組織されたものではなかった。もし官憲が存在しなければ弱肉強食となるか双方で人数を集め武器を取つての械闘になるかして、それを有効に防ぎうる力が民間に備つていたわけではない。そのようななかから官憲という理性的なる力の保持者に対して助力・介入を求めて訴状が出されて来るのであり、それを受けて令状を手にした差役という形で官憲の力が立ち現われて来ると、これが人々に自主的解決に向けて真剣に動き出すことを促す刺激となり呼び水となる機能を果たす場合が多かった。さらには法廷手続にまで進んだ後においても同様であり、結局は和解で終っている案件も少なくない。その和息呈は第三者「公親」から提出されるものであったことから知られるように、法廷が開かれることによって民間調停の動きが断念されてしまったというものでは決してない。このように官憲の「聴訟」と民間の調停とは同時進行的、相互補完的に働くものであった。

岸本美緒氏が清初期上海地方の一人物の回想録『歴年記』を史料として当時の社会生活の諸側面を考察した最近の論文において、「当時の上海において、訴訟事件が人々にすこぶる身近なものであった」ことが伺われるとの指摘とともに、「興味深いことは、訴状が受理され、裁判の手続が進行しつつあつても、民間の調停が止むわけではなく、裁判と平行して調停が行なわれる、それがむしろ『歴年記』における一般的な事態だということである」と述べておられるのは、傾聴すべき言葉である。⁽⁵⁶⁾ 淡新檔案からの所見も全く同じである。

なおまた、法廷における裁判と目されるものが、長官の堂論に承服して両当事者が遵依結状を入れることによって成立するという構造が示すように、極言すれば長官を調停人（手続違背者を拘留・体罰等をもつておどす権能と威信をもつた、民間人とは異なる別種の調停人）とする和解に外ならないものであったことが思い起されるべきである。それは決して当事者の主観にかかわりなく妥当する「法」による裁判ではなかった。この意味でも「聴訟」

と民間調停とは連続的であった。ともに目指すところは紛争の鎮静であり、弁論をもってする闘争とそれに対する判定を通じての「法」の発見ではなかった。

中国の社会秩序はこのような官民の相互補完作用によつて成立つていたのであつて、そのうちから官という要素を欠くことはできなかった。開け行くフロンティアで未だ官治の及ばない地域があつたとすれば、そこには成熟・安定した社会は未だ成立していなかつたと見なければならぬ。台湾北部が開発されるにつれて漸次地方官庁が布置されて行つたのは、当然のことながら、それが当地の人民にとつて必要であつたからだと思なければならぬ。

中国に「終訟」という言葉がある。適当なところで折合うことを知らず極限まで訴訟で争うことを言う。『易』「訟」の卦辞に「終凶」(終^おえんとすれば凶)とあるのに由来する言葉であるが、檔案では和息呈のなかに、「終訟するを見るに忍びず」という文脈でよく現われる。中国において「訟無からしめる」のが為政者の理想であり、人々は訴訟を畏れ避けようとする意識を根強く持つていたということは、確かに一面の事実であつて、そのこと自体を否定することはできない。しかしそのなかにあつても特に「終訟」を避けるべきであるという考え方が強かつたのではないかということを、考えて見る必要があるように思われる。

(1) 滋賀秀三「淡新檔案の初歩的知識——訴訟案件に現われる文書の類型」(初出『東洋法史の探究——島田正郎博士頌寿記念論集』汲古書院、一九八七年)。

(2) 檔案 21401-1.

(3) 檔案 32401-1.

(4) たとえば檔案 22704-13 (孫畏らの訴状)「詎周希文伊子周其秋、党共兇徒數十、擁至田中、將菜花尽行平毀。日尋佃戸滋鬧」など。

(5) たとえば檔案 22527-1 (李陵茂の訴状)「竟聚各匪党……(人名八名)……等、於本月廿一日、將茂禾秧肆毀。又將茂業強犁播種。茂即同佃理阻。奈彼強橫。各執器械。紛紛嚇殺」(最後の「殺」は最高度の意味。ころす意味ではない)など。

(6) たとえば檔案 22517-33 (許林氏の訴状)「但王周……(訴訟繫属中であるにもかかわらず)……胆敢於昨日間、糾衆二十余猛。將所爭之田禾、列械搶刈。心尚不足。更聽地棍童騰飛蘇田林洪武等主唆、乘勢將氏承買孫家現耕之田禾、越界強刈。計有四十余石」など。

(7) 檔案 22521-1 (許蒼国の訴状)「禍因虎佃彭杜堯抗欠大小租谷。以致起耕挾恨。胆敢串謀葉阿就、混佔北界。又復串鄒阿春、越佔南界。……到於本月初五日、甚將國界内栽種樹木、糾党……等、恃強砍伐。國遣工人万德阻止。不聽。反將万德強擄而去。不知酷禁何處」(最後の監禁のことは、続呈 22521-12 で彼等は罪を懼れ差役が来る前に釈放したと述べているところを見ると、いわゆる聾聴のための作り事であったのかも知れない)など。

(8) 檔案 22803-1 (黄英水の訴状)「冤因本年五月間、突有惡棍……(八名)……將英水圳頭、截水別流。……越日胆敢率衆列械塞圳。時英水与之力較。慘被扛殿重傷」など。

(9) 檔案 22601-15 (鄭希捷の訴状。兄(ただし貰い子)鄭希哲との財産争い)「現在早季收成。希哲欺捷孱弱。又唆繼母、併倩挑工數十猛、向佃強収。任族叔章爾功兄希康斥止、不止」など。

(10) 檔案 22901-1 (劉阿華の訴状)。

(11) 檔案 23404-1 の一件の实体は、炭焼人は甲乙双方に借金があり、乙には返さないで甲には炭の代金と相殺したことを乙が不満としたものらしい。二日以内に乙をして炭焼人を呼び出させる。もし彼が出頭しなければ炭は全部甲に引取らせる、という措置で片づいている。

(12) 檔案 23604 (原告許廷輝、被告陳阿番。水利の争い。被告が「糾党十余猛」、我田引水の工事を強行するので、長男を遣つて抗議させると、その長男がつれ去られ監禁されてしまった、という原告の訴状で始まる。曲折を経て結局法廷が開かれるが、その堂論の中でも監禁のいきさつが述べられているからこれは事実であつたのであろう。ただし後日逃げ帰りながら身を匿して行方不明を装い、なおも相手方を責め立てるといふ策を弄したため、長男は見付かつて殴られ保長によって身柄を留置さらに衙役に渡されるという支節も生じている。水利自体は原告の全面勝訴)。檔案 23605 (夫が商用に出たまま帰らない。人を僱つて探すと某等によつて某処に監禁されていることが分つた、という婦人の訴。その続呈に「欲向較放、甚敢圖資勒

贖」すなわち釈放を掛合いに行ったところ相手は釈放と引きかえに金員を要求したと述べているところを見ると、相手は何か取引上の貸借の決済を迫ってこの拳に出たものなのであろう。召喚令状が出たまま立消えになっているので実体は分らないなど。

(13) 本書第二章第四節。なお驗傷名単から律に照らして傷害の罪を論ずるという方向に発展している事例は一件も見出されない。戴氏によって刑事・毆傷に分類される一七件も例外でない。驗傷は多くみな民事紛争の一駒なのである。ただ檔案 32215 が加害者二名の「重責儆戒」(体罰による懲らしめ)を柱として終っているのが例外的にやや刑事的色彩を見せているだけである。

(14) 檔案 22510、その-19、-20、-21により、「諭止」の令状(簽)をもって駆けつけた差役が着く前に発砲が起ってしまった様子が分る。なおこの一件は檔案 22514 に連続する。まさに家贖盈尺の本案となるが、発砲の下手人は準らず人命事犯としての刑事事件とはなっていない。

(15) 檔案 2303 は如何にも中国的な案件として興味深い。甲の祖父は乙の父から土地を買った。年経て乙は甲の父に向って找価(売買代金の補足支払)を求め、找価禁止の国法(当時何か禁令が出ていたのか或は当事者の思い過しか)に触れないように、形は借金として——取立てはしないという了解のもとに——証文を書いておいた。甲がこの事情を知ってか知らずか、この証文を執って弁済を迫るので、對抗策として乙は或る日突如甲の甘諸畑の中に墳墓を築いた。甲が驚いて総理・地保立会のもとに墳を取り崩すと、これが乙のしかけた罠であり、以来乙の徒党が甲の自宅に押しかけて坐り込み、骸骨を返せと騒立てて甲をして寧日なき苦境に陥らしめたという事件である。裁判となって、乙は体罰を喰った代りに証文は破毀、借金は棒引きとなって片づいている。

(16) 「扭交」「扭送」「拿交」などいわれる、不法なる相手方を実力でつかまえて突出す行為もしばしば見られる。檔案 22204、9(欠租せる個人が県城に出て来たのを見かけて粮差に扭交)、3230-3(盗まれた品を隣家の婦人が所持しおるのを見つけ、その夫を正盗として総甲に拿交しようとした)、35401(姦淫駆け落ちした若き寡婦とその相手を家翁が衙役に扭送)など。檔案 324203「は水利妨害を為す者を衙役に扭交すると共に提出した訴状であるが、これに対して長官は「温再添一名、見提扭交差帶。姑候提集訊斷。惟事未具稟、輒即將人扭送、殊屬聖城近日惡習。合斥」というこれを叱る批を与えている。扭交もまた負の評価を受けるわけである。さらばとてこれを禁圧してすべてを官の手で辦ずるだけの意志も能力もあるわけではなかった。

(17) 汪輝祖が「官の事を問うこと、壁を隔てて影戲を見るが如し。万、的確たり難し」(拙著『清代中国の法と裁判』二〇八頁)と言ったことの真実味が感ぜられる。

(18) 檔案の中の堂諭にも判語として書籍に収録してもよさそうな内容のものが時折ないわけではないが、その数は少ない。

(19) 田文鏡『州県事宜』(謹差下郷)、汪輝祖『佐治藥言』(省事)、方大湜『平方言』卷二(為百姓省錢)など。丁禹生『撫吳公牘』に省内への通飭の中で「票」の回収を厳にすべきことを命じた文がいくつか見える。「差役之票、即訛錢之券也」とまて言う(大木文庫本卷七1a以下〔通飭弔銷差票並原差姓名彙冊送核〕。卷二4bも同旨)。

(20) また衙役は胥吏と異なつて字を識らなかつたと考えてもいいけない。少なくとも皂班・快班の頭分の者は復命書を書く能力をもっていた。

(21) 戴炎輝『清代台湾之郷治』台北・聯經出版事業公司、一九七九年、六五五～六六〇頁。

(22) 本書第二章第二節。見本として票の一例全文を挙げておく。檔案21202-4「欽加同知銜調補新竹県正堂徐 為特飭查理覆奪事。去年十一月初八日、拠本城民鄭宝呈称、伊同治十三年間、憑媒鄭水婆嫂説親、抱過林石頭之女林網涼為苗媳。是年八歳、聘銀十元。欲配姪兒鄭柿為妻。不意去年五月間、請回省親。聽棍林查某等主唆、乘局梵留。叩請押回等情。拠此業經批斥在案。嗣拠鄭宝続呈前來。除批示外、合飭查理。為此票仰本役、迅往該地、協同總保、并邀集原媒之鄭水婆嫂、立即查明林石頭之女網涼、如果為鄭宝家苗媳、因回省親、致被梵留、務即理令押回。仍將查理情形、尅日稟覆赴県、以憑察奪。去役毋得違延干咎。火速々々。これは下述の調査令状であるが同時に苗媳を婚家に帰らせるという原状回復も命じている。

(23) 檔案 22438-4; 225523-4 など。

(24) 檔案 22410-18。

(25) 檔案 22523-10 (令状「単」)、同-11 (復命書)、同-12 (取寄せた契拠を胥吏に抄写せしめたもの)。檔案 22436-12 (令状) についても、同-13 (訴状)、同-14 (復命書) の記載から提出を命ぜられたもののうち一部分を差役に渡したことが知られる。

(26) 檔案 22205-3; 22207-2; 22440-7 など。

(27) 檔案 22410-122 (金錢の給付。遅延すれば「稟帶赴県」)、22506-69 (充公と決った田の新佃人への引渡し。抵抗する者は「按名鎖拏赴県」など)。

(28) 檔案 23705-7 (「立即邀同族親、秉公妥為理処明白」と命じた令状。つづいて両当事者が「茲聽憲、差協族理処、氏等甘愿

遵処息訟」との遵依結状(同9-10)を入れていることによって調停が成功したことが知られる。檔案22523が調停令状を受けた差役の復命書とそれに対する長官の「侯統呈核辦。票暫銷」なる批で終っているのも、実体としては調停が成功したものと見てよいかも知れない。

(29) 檔案 22436-4; 22437-3; 22510-6 など。

(30) 檔案 22516-6 (押放) ; 22602-2 (押還) など。

(31) 檔案 22202-6; 22527-6 (同10はそれに対して佃戸が入れた預り証) ; 22410-12 (地主の滞納公課取立てのため佃戸の租穀を差し押え) など。

(32) 檔案 22202-194 (店屋を「查封召変」すなわち差し押えて競売に付する令状)。ただしこれは公課取立てのためであって、私人たる債権者のためではない。なおまた、家屋立入禁止の措置を取ることもある。これを「標封」という。檔案 33131-2 (荷物持逃げを犯した運送人夫の頭目の店を標封) ; 35068-9 (賭屋を標封)。

(33) 檔案 22220-7 (制止令状)。

(34) 檔案 22440-7 (履行督促令状)。

(35) 檔案 22525-2。

(36) 檔案 22217-17。官憲だけでなく民間人もこの区別を意識していたと思われる。注(12)に引いた檔案 32604において、原告許廷輝が統呈(一)のなかで、「切思、前所出之票、猶是理息之票。尚非拘訊之票」と言い、召喚令状が出ていないのに保長が己れの長男を留置し衙役に送ったのは不法であると論じていることによって知られる。

(37) 檔案 22426; 22427; 22428 などに差役が復命書で勧めても極力召喚令状は出さまいとする態度が伺われる。

(38) 檔案 22510-2; 33114-3; 33123-3 など。

(39) 注(2)前掲書六六七頁。総理について同三〇頁以下。

(40) 檔案 22202-112, -113 (すべて長官自ら出張して陣頭指揮)。32301-8, -9 (營兵の出動)。

(41) 戴炎輝「清代台湾における訴訟手続について——淡新檔案を資料として」(『国家学会雑誌』八一巻三・四合号、一九六八年) 一二八—一二九頁。

(42) 既述のように目録で「刑事」のなかにも「民事」諸件と性質の異なるものが多いのであるから、目録上の「民事」に

限って件数比率を論ずるのは全く便宜のためであることを諒とされたい。かつ明らかに一件の途中から文書が残っていると見られる案件の扱いなど、他にも問題があるけれども一切目をこらさず。なお以下、計何件という際の具体的な案件番号を示す。
戴氏目録から除いた案件

欠番 22404, 22439, 22443, 23102

零葉 21501, 22106, 22214, 22504, 22801, 22802, 23301, 23302, 23304, 23305, 23401, 23424, 23502, 24402

法廷が開かれた案件

21402, 22101, 22102, 22103, 22104, 22107, 22202, 22209, 22213, 22220, 22221, 22222, 22223, 22302, 22303, 22401, 22403, 22405, 22406, 22408, 22409, 22410, 22414, 22415, 22416, 22417, 22418, 22419, 22425, 22436, 22440, 22501, 22502, 22506, 22507, 22512, 22513, 22514, 22517, 22518, 22521, 22525*, 22601, 22603, 22604, 22605, 22606, 22607, 22609, 22610, 22614, 22615, 22702, 22703, 22704, 22705, 22706, 22707, 22708, 22803, 23103, 23203, 23204, 23206, 23209, 23306, 23308, 23402, 23403, 23404, 23407, 23410, 23411, 23413, 23414, 23421, 23501, 23601, 23801, 24201

* 22525 は前半缺落部に法廷があつた筈

法廷が開かれず和息で終っている案件

令状が出ないで和息 22105, 22413, 22503

令状等一回で和息 22432, 22433, 22437, 22442, 23104, 23603, 23803

その他 21207, 22407, 22515, 23205, 23207, 23408, 23412, 23417, 23419, 23422, 23705, 23706

- (43) これが三件、一度令状または族房や巡検への指令書が出ただけで和解しているのが七件あり、併せて一〇件。このように訴訟が始まるとたちまち和解が成立しているケースがかなり多いということは、官憲とのかかわりが始まるのが衝撃となつて慌てて自主的解決への動きが進むという側面があつたことを物語るように思われる。

- (44) 法廷が開かれた四〇パーセントのうちにも法廷の裁定では終らず結局は和解で終っている事例があることも、今こゝで言わないだけで、言うまでもないことである。

- (45) 注(41)前掲論文、同頁。「銷」とは作業過程から落ちる、落とす、事済みの意味。事済み扱いとするのが註銷である。

- (46) 檔案 22302-9, 22422-13.

- (47) 檔案 22427-6; 23312-19.
- (48) 檔案 21204.
- (49) 檔案 33504-17.
- (50) 檔案 33214-19.
- (51) 檔案 23408. 黄鴻嶽なる者、黄德源から債権取立てのため、黄番薯を中人として德源からその所有する店屋を買取りその代価の一部と債権とを相殺する契約を結び、手附まで交付したが、横あいから魏玉が中人と結託して当該物件を買受けてしまいい、黄鴻嶽は手附を返されただけで債権の取立てができないという苦境に立たされて訴を起したという一件である。黄德源、黄番薯、魏玉、黄鴻嶽の四名を指名した召喚令状(10)が出、黄番薯一人はすぐに県城に出て舖戸王義合号を保証人として「投到」の領状(9)まで入れて期待していたところ、知らぬ間に黄如許なる者を公親として黄鴻嶽と黄德源の間に和解が成立して批准されてしまった(11, 12, 13)。そこで肩すかしを食った黄番薯が自分が訴訟にまき込まれたのは黄鴻嶽の誣告であるゆえ律を按じて嚴重に処罰して欲しい旨の訴状を出した(14)。もともとそれは「不准」の批を受けてそれで終わっている。和息呈が批准されなかった例もある。檔案 22403-88は一旦堂断があつてまた紛糾した揚句に出た和息呈であるが、曾雀、呂喬・呂守、呂衆の三者にかかわる紛争でありながら前二者だけが和解し呂衆が和解に加わっていないことを理由として斥けられ、一件はなお延々と続く。
- (52) 檔案 22435-13以下。
- (53) 檔案 22434において陳瑞清の訴状を二度すでに註銷だとして斥けながら(27, 28)、三度目(29)には「案久不催、例應註銷。節擬具呈、均經明晰批示在案。如果陳和実有霸佔賄捺情事、応作新案、另呈核辦。不必架詞鋒曉」なる批を与え、それに応じて出された統呈を取上げて、また動き出している。檔案 23420-33(訴状)にも「此案半載有余、未拋呈催。本已照例註銷。茲既統呈、姑作新案辦理。……」とていろいろの指示を与える実質的に「准」の批が与えられている。
- (54) 檔案 23405.
- (55) 中村茂夫「伝統中国法Ⅱ雛型説に対する一試論」(『法政理論(新潟大学)』一二卷二号、一九七九年)の第二節「民間処理説とその疑点」。
- (56) 岸本美緒「『歴年記』に見る清初地方社会の生活」(『史学雑誌』九五篇六号、一九八六年)六六〜六七頁。

(後記)

本章は『法制史研究』三七号(一九八七年号)からの再録である。